

福岡県医発第928号(地)

平成17年8月8日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査について

今般、厚生労働省において、昨今のアスベスト(石綿)被害の社会問題化を鑑み、病院の患者や職員等の安全対策に資することを目的として、病院における吹付けアスベスト等使用実態調査が実施されることとなり、日本医師会並びに福岡県保健福祉部より別添のとおり調査についての協力依頼があり、平成17年8月4日開催いたしました本会第13回全理事会で協議の結果、協力することとなりました。

調査対象施設は全ての病院であり、対象建材は平成8年度以前に竣工した建築物に使用されている吹付けアスベスト等と折板裏打ちアスベスト断熱材とされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに貴会管下病院のご協力につき、ご高配方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 調査対象の県内の各病院には、福岡県保健福祉部より直接、調査依頼及び調査表等が送付されます。
- 2) 調査結果の個別の事例については公表を考えていないとのことです。
- 3) 本調査を行うにあたり医療機関が建築会社、メンテナンス会社等他の業者にアスベスト等使用状況について照会等を行う場合、医療機関と業者間で守秘義務について契約を取り交わしておく等情報漏洩について適切な対応が必要であります。
- 4) 調査結果により行政からの改善命令等はありません。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



(地Ⅰ74F)

平成17年8月2日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

土屋



病院におけるアスベスト（石綿）等使用実態調査について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に標記の調査実施依頼がなされるとともに、本会に対してもその協力方依頼がありました。

本実態調査は、昨今のアスベスト（石綿）被害の社会問題化を鑑みたもので、調査対象施設は全ての病院（別途調査を行う場合を除く）、対象建材は平成8年度以前に竣工した建築物に使用されている吹付けアスベスト等と折板裏打ちアスベスト断熱材とされております。なお、ボード類、床材及び保温材等は対象外です。

調査対象建材の特定方法は、設計図書等に基づき、建材やその使用部位を特定し、現地で目視による状態の確認を行うというものです。目視に当たっては、囲い込み状態にあるもの等隠ぺいされているもので、点検口がなく、壁又は天井等を一部撤去する必要がある等、確認が困難なものは除外されております。

また、本通知では、吹付けアスベスト等の状況に問題があるとされた場合には、管下病院管理者に対する指導を各都道府県に求めています。

本実態調査は、各病院に対して負担を強いるものですが、アスベスト被害が社会問題化していること、医療機関開設者又は管理者には患者や従業者に対する安全配慮義務があり、また労働安全衛生法上アスベストの粉塵の被ばく防止義務があることから、貴会のご協力を賜りたく存じ上げます。



17医指第1343号

平成17年8月 4日

社団法人福岡県医師会会長
社団法人福岡県病院協会会長 殿
社団法人福岡県私設病院協会会長

福岡県保健福祉部医療指導課長



病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査について(依頼)

本県の医療行政の推進につきましては、平素から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省から標記のことについて調査の依頼があり、県内の病院に対して別紙のとおり調査の依頼を行っているところです。

貴会員の皆様に本調査の趣旨を御理解の上御協力いただきますよう御配慮願います。

連絡・提出先

福岡県保健福祉部医療指導課医務係

担当: 橋 本

TEL 092-643-3273

FAX 092-643-3277

E-mail

hashimoto-c0101@pref.fukuoka.lg.jp

17医指第1343号
平成17年8月 8日

各 病 院 管 理 者 殿

福岡県保健福祉部医療指導課長

病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査について(依頼)

このことについて、厚生労働省から依頼がありましたので、貴病院の建物について別添の調査要領に基づき調査表に記入の上、お忙しいところ短期間で恐縮ですが下記により提出いただくようお願いいたします。

なお、貴病院において特に露出面に吹付けアスベスト類等があり、飛散のおそれがある場合はもとより、安定していて飛散のおそれがない場合であっても、破損の場合にはアスベストの繊維が飛散するおそれがあるため、吹付けアスベスト等の状況に問題があるとされた場合は、アスベストの繊維が飛散しないような適切な維持管理を行うようお願いいたします。

記

1 提出していただくもの 調査要領別紙3の調査表(個表様式)

2 提出期限 8月31日(水)

なお、分析調査の必要があり、期限までに結果が判明していない場合は、一旦分析調査依頼中である旨御回答いただき、調査結果が判明次第すみやかに遅くとも9月30日(金)までに提出いただくようお願いします。

3 なお、病院と同一敷地内にある建物についても調査対象となりますので念のため申し添えます。

連絡・提出先

福岡県保健福祉部医療指導課医務係

担当: 橋 本

TEL 092-643-3273

FAX 092-643-3277

E-mail

hashimoto-c0101@pref.fukuoka.lg.jp

病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査要領

1. 調査対象病院及び提出先(照会先)

「別紙1」による。

2. 調査対象建材等

(1) 調査対象建材

平成8年度以前に竣工した建築物(改修工事も含む。)に使用されている、次に掲げるもの(以下、「アスベスト(石綿)等」という。)

① 吹付けアスベスト(石綿)等

石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)第2条第1項(別紙5)に定めるアスベスト(石綿)等で、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたもの。

※ いわゆる「吹付けアスベスト(石綿)」、「吹付けロックウール」、「吹付けひる石(パーミキュライト)」等と呼ばれているもので、含有する石綿の重量が当該製品の重量の1%を超えるもの。

② 折板裏打ちアスベスト(石綿)断熱材

鋼板製屋根用折板等に主として結露防止等のために貼り付けられたもので、アスベスト(石綿)を含有する製品。

(2) 調査対象建材の特定方法

設計図書等に基づき、その建築物に使用されている建材が調査対象建材に該当するか否かについて検討を行い、調査対象建材及びその使用部位を特定する。その際、いわゆる「吹付けアスベスト(石綿)」又は「吹付けロックウール」と呼ばれているものについては、下記に示す品目例に示すものに該当するか否かが、一つの具体的判断基準と考えられる。ただし、この品目例の他にも調査対象建材に該当するものがある可能性があるので、必要に応じて分析調査を行い、調査漏れのないように留意すること。

また、調査に当たっては、現地で目視により調査対象建材の状態を確認する(ただし、囲い込み状態(5 (1) ②※イ参照)にあるもの等、隠ぺいされているもので、点検口がなく、壁又は天井等を一部撤去する必要がある等、目視による確認が困難なものはこの限りではない。また、調査時にばく露しないよう十分注意すること。)

○ 「吹付けアスベスト(石綿)」、「吹付けロックウール」品目例

「別紙2」に示す30品目(吹付けアスベスト(石綿)9品目、アスベスト(石綿)を含有する吹付けロックウール17品目及び湿式アスベスト(石綿)含有吹き付け材4品目)

(品目については、(財)日本建築センターの「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」、(社)日本石綿協会の「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針(平成17年4月)」、環境省の「吹付け石綿の使用の可能性

のある建築物の把握方法について」等を参考に作成したもの。)

注) なお、「吹付けひる石(バーミキュライト)」、「折板裏打ちアスベスト(石綿)断熱材」等と呼ばれているものについては、判断基準の参考となる資料を示すことができないので、調査対象建材の特定に当たっては、必要に応じて分析調査を行い、調査漏れのないように留意すること。

3. 調査を行う者

調査は、病院の開設者又は管理者において行われるものであり、貴職において当該病院へ依頼した上、調査が適切に行われるよう指導願いたい。

4. 調査表提出期限

平成17年10月31日(月)

注1) 調査表の提出にあたっては、Excel で作成の上、本省への提出は「総括表」のみメールにて提出先に提出いただくとともに、「個表」については、各都道府県において適切に保管されたい。

注2) 迅速な状況把握が求められることから、平成17年9月26日(月)までに、それまでに各都道府県で集計した分について中間的にご提出下さい。

5. 調査実施方法

(1) 「個表」について

1. に示す「調査対象病院」が有する建築物に使用されている建材のうち、2. (1) に示す「調査対象建材」に該当するものを特定し、次に掲げる項目について、それぞれ各調査対象病院ごとに別紙3(個表様式)の調査表に記入する。

調査表の作成にあたっては、「吹付けアスベスト(石綿)」、「吹付けロックウール」、「吹付けひる石(バーミキュライト)」、「折板裏打ちアスベスト(石綿)断熱材」等、全てのアスベスト(石綿)の使用状況等、及び2. (1) ①の「吹付けアスベスト(石綿)等」のうち、「吹付けアスベスト(石綿)」及び「吹付けロックウール」のみの使用状況等について、それぞれ別葉の様式で作成すること。その際、それぞれの様式の左上の該当欄の該当項目に○印を付すこと。

① 「アスベスト(石綿)等」が使用されている場所の床面積の合計

② ①に示すもののうち、封じ込め状態(※ア)又は囲い込み状態(※イ)(以下「措置済状態」という。)にある場所の床面積の合計

※ア「封じ込め状態」…アスベスト(石綿)等をそのまま残し、薬剤等によりアスベスト等の表層等を固着化して、粉じんが飛散しない状態。

※イ「囲い込み状態」…アスベスト(石綿)等が使用空間に露出しないように壁、天井等で完全に覆われ、粉じんが飛散しない状態。

③ ①に示すもののうち、措置済状態ではないが、アスベスト(石綿)等の損傷、劣化等によるアスベスト(石綿)等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがない場所の

床面積の合計

- ④ ①に示すもののうち、措置済状態ではなく、アスベスト(石綿)等の損傷、劣化等によるアスベスト(石綿)等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある場所の床面積の合計

なお、④に該当するものは、病院の開設者又は管理者において直ちにアスベスト(石綿)等の除去を行うなど、法令等に基づき適切な措置を講ずること。

(2)「総括表」について

都道府県においては、病院から提出された「個表」を別紙3(総括表様式)に取りまとめ、期限までに「総括表」を提出すること。なお、とりまとめる際には、開設者の種別(別紙4参照)に分類すること。

6. その他

アスベストはその繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれており、通常の使用状態では、板状に固められた建材の危険性は低いと考えられるため、アスベスト(石綿)を含有するボード類、床材及び保温材等は、本調査対象外としている。一方で、これらについても、建築物の解体工事等をする場合の労働者保護の観点から、関係法令等に基づき適切に対処する必要があることから、石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)第8条(別紙5)等の趣旨を踏まえ、これらの使用状況について、把握に努める必要があるので注意すること。

なお、参考資料として(社)日本石綿協会の「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針(平成17年4月)」の抜粋を添付するので参考にすること(別紙6)。

7. 参考資料

- ・「吹付け石綿の使用の可能性のある建築物の把握方法について」(環境省地方自治体向け手引き)【<http://www.env.go.jp/air/osen/law/01.pdf>】
- ・「建築物解体等に伴う石綿飛散防止対策について」(環境省事業者向け手引き) 1/2
【http://www.env.go.jp/air/osen/law/02_1.pdf】
- ・「建築物解体等に伴う石綿飛散防止対策について」(環境省事業者向け手引き) 2/2
【http://www.env.go.jp/air/osen/law/02_2.pdf】
- ・「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」((財)日本建築センター)
- ・石綿含有建材中の石綿含有率等分析機関一覧(別紙7)

(別紙 1)

アスベスト使用状況調査対象病院及び調査結果提出先

1 調査対象病院

国、独立行政法人等、開設主体を問わず、全ての病院が対象。ただし、国立高度専門医療センター、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立病院機構及び大学の病院は別途調査を行うことから対象から除くこと。

2 調査結果提出先・照会先

厚生労働省（代表：03-5253-1111）

医政局指導課

課長補佐 古川

主査 溝口（内線 2771）E-mail: asbestosiryo@mhlw.go.jp

吹付けアスベスト・吹付けロックウールの品目例

区 分		商 品 名
吹付けアスベスト (石綿)の 商品名(例) (9商品)	※2 通則 認定	トムレックス
		プロベスト
		ノザワコーベックス
		オバベスト
		サーモテックス
		リンベツト
		ヘイワレックス
		スターレックス
	※2 個別 認定	防湿モルベスト

注1) 昭和50年以降は施工していない(※1)。

注2) トムレックスは、吹付けを意味することで使用されている場合があるので、昭和50年以降の設計図書に、この商品名がある場合は、石綿含有の有無の確認が必要である(※1)。

区 分		商 品 名
アスベスト(石綿)を 含有する 吹付けロックウールの 商品名(例) (17商品)	※2 通則 認定	スプレーテックス
		スプレーエース
		スプレイクラフト
		サーモテックス
		ニッカウール(昭和62年12月大臣指定取消し)
		プロベストR
		アサノスプレーコート
		パルカロック
		ヘイワレックス
		ベリーコートR
		スターレックスR(昭和57年7月大臣指定取消し)
		オバベストR
		タイカレックス
		浅野ダイアブロック(昭和50年10月大臣指定取消し)
		ノザワコーベックスR
湿式石綿含有吹付け材 商品名 (4商品)	※2 個別 認定	吹付けロックンライト
		サンウエット
		トムウエット
		(アサノ)スプレーコートウエット
		パルカーウエット
		プロベストウエット

注3) 昭和55年以前の施工では、石綿を含有していない場合があるので、石綿含有の有無の確認が必要である(※1)。

注4) 湿式石綿含有吹付け材については、昭和63年以前の施工では、石綿を含有していない場合があるので、石綿含有の有無の確認が必要である(※1)。

注5) 昭和55年以降に生産された製品には、石綿は含まれていない(※2、3)。

【参考資料】

※1:「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針」(平成17年4月 社団法人日本石綿協会)

※2:「吹付け石綿の使用の可能性のある建築物の把握方法について」(環境省環境管理局大気環境課)

※3:「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」(昭和63年6月 日本建築センター)

病院と同一敷地内の建物におけるアスベスト等使用状況調査表

病院名:

病院の管理者名:

病院の開設者名:

(開設者番号:

所属名:

担当者名:

連絡先:

(電話)

E-mail:

[全体

吹付けアスベスト及び吹付け
ロックウールのみ]

病院と同一敷地 内の建物の名称	調査対象 全体 (0)	アスベスト(石綿)等があるもの (1) ①=②+③+④		左記(1)のうち、措置済状態にある もの (2)		左記(1)のうち、措置済状態ではないもの			
		床面積		床面積		床面積		床面積	
		①-1 日常 利用場所	①-2 その他 の場所	②-1 日常 利用場所	②-2 その他 の場所	③-1 日常 利用場所	③-2 その他 の場所	④-1 日常 利用場所	④-2 その他 の場所
1 診療棟	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
2 管理棟	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
3 職員宿舎	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
4 医療関係職種等 養成所	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
5 その他 (1～4以外の 全て)	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

【記入上の注意事項】

- ※1. 「開設者番号」については、別紙4参照。
- ※2. 「0」欄には、建物の種別ごとに総床面積を記入する。なお、建物が複数ある場合は、その合計を記入する。
- ※3. ①欄には、アスベスト等が使用されている場所の床面積の合計を記入する。
- ※4. ②欄には、「①」に示すもののうち、封じ込め状態又は囲い込み状態(以下「措置済状態」という。)にある場所の床面積の合計を記入すること。
- ※5. ③欄には、「①」に示すもののうち、措置済状態ではないが、アスベスト等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがない場所の床面積の合計を記入する。
- ※6. ④欄には、「①」に示すもののうち、措置済状態ではなく、アスベスト等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある場所の床面積の合計を記入する。
- ※7. 「日常利用場所」とは、患者又は職員が常時使用(出入り)する場所をいう。
- ※8. 「その他の場所」とは、日常利用場所以外の全てをいう。
- ※9. 「吹付けアスベスト(石綿)」及び「吹付けロックウール」のみの使用状況等については、この様式をコピーの上、左上の該当欄の該当項目に○印を付すこと。

病院開設者の種別

開設者番号	開設者略称	開設者の内容
1	厚生労働省	厚生労働省が開設する病院をいう。
2	法務省	法務省が開設する病院をいう。
3	宮内庁	宮内庁が開設する病院をいう。
4	防衛庁	防衛庁が開設する病院をいう。
5	日本郵政公社	日本郵政公社が開設する病院をいう。
6	独立行政法人	独立行政法人が開設する病院をいう。(国立大学法人は除く。)
7	都道府県	都道府県が開設する病院をいう。ここには、地方自治法第284条第1項に規定により、総務大臣の許可を受けて設立した都道府県一部事務組合の開設するものを含む。
8	市町村	(ア)市町村が開設する病院をいう。都道府県知事の許可を受けて設立した市町村一部事務組合の開設するものを含む。 (イ)国民健康保険法の規定により、国民健康保険法の施行後も引き続き国民健康保険を行う普通国民健康保険組合が開設する病院をいう。
9	日赤	日本赤十字社が開設する病院をいう。
10	済生会	社会福祉法人恩師財団済生会が開設する病院をいう。
11	厚生連	全国厚生農業組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会が開設する病院をいう。
12	北社協	社会福祉法人北海道社会事業協会が開設する病院をいう。
13	全社連	社団法人全国社会事業保険協会連合会が開設する病院をいう。
14	厚生団	財団法人厚生年金事業振興団が開設する病院をいう。
15	船員保険会	財団法人船員保険会が開設する病院をいう。
16	海員掖済会	社団法人日本海員掖済会が開設する病院をいう。
17	国共連	国家公務員共済組合法第3条の規定により設立された国家公務員共済組合及び同法第21条の規定により設立された同連合会が開設する病院をいう。
18	地共連	地方公務員等共済組合法第3条の規定により設立された地方公務員等共済組合(地方職員共済組合、公共学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合等)及び同法第27条の規定により設立された市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合が開設する病院をいう。
19	私学事業団	日本私立学校振興・共済事業団法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団が開設する病院をいう。
20	農漁共組	農林漁業団体職員共済組合法の規定により設立された農林漁業団体職員共済組合が開設する病院をいう。

開設者番号	開設者略称	開設者の内容
21	健保連	健康保険法の規定により設立した健康保険組合及び健康保険組合連合会が開設する病院をいう。
22	国保連	(ア)国民健康保険法第17条の規定により都道府県知事の認可を受けて設立され、同法第3条第2項の国民健康保険を行う国民健康保険組合が開設する病院をいう(※国民健康保険法第3条第1項の規定により国民健康保険を行う市町村は含まない)。 (イ)国民健康保険法第83条の規定により設立した法人で同法第84条の規定により都道府県知事又は厚生労働大臣の認可を受けた国民健康保険組合団体連合会が開設する病院をいう。
23	公益法人	民法第34条に規定する、営利を目的としない法人で他の区分に該当しない法人(14、15以外の財団法人、13、16以外の社団法人)が開設する病院をいう。
24	医療法人	医療法第39条の規定に基づく法人で、同法第44条の規定により都道府県知事又は厚生労働大臣(同法第68条の2の規定による読み替え)の認可を受けて設立した医療法人が開設する病院をいう。
25	社福法人	社会福祉事業法の規定に基づき設立された法人(10・12以外の社会福祉法人)が開設する病院をいう。
26	その他の法人	上記6、23～25以外の法人が開設する病院をいう。
27	生協組合	消費生活協同組合法の規定に基づき設立された医療(保健)生活協同組合が開設する病院をいう。
28	会社	会社の従業員及びその家族のために開設した病院で、都道府県知事から開設許可を受けたものが会社である病院をいう。なお、会社の健康保険組合が開設する病院は含まない。
29	個人	個人が開設する病院をいう。

参 照 条 文

○労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（抄）

第22条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

○石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）（抄）

（定義等）

第2条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 石綿等 労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第十六条第一項第四号、第五号若しくは第九号に掲げる物若しくは同項第十一号に掲げる物（同項第四号又は第五号に係るものに限る。）又は令別表第三第二号4に掲げる物若しくは次項に規定する物をいう。

二～四 （略）

2 （略）

（石綿等の使用の状況の通知）

第8条 建築物又は工作物の解体等の作業を行う仕事の発注者（注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。）は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る建築物又は工作物における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならない。

社団法人 日本石綿協会 発行
「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針（平成17年4月）」より

表 2.8 石綿含有建築材料の商品名と製造時期一覧表

石 綿 含 有 建 築 材 料		製造終了年			
一 般 名	商 品 名				
スレート波板	大波板 各品種	～2004			
	中波板 各品種	～2004			
	小波板 各品種	～2004			
	リブ波板 各品種	～2004			
	その他波板(超大波等) 各品種	～2004			
	役物 各品種	～2004			
スレートボード	フレキシブル板	ウベフレキシブルボード	～1997		
		浅野フレキシブルボード	～2000		
		朝日フレキシブルボード	～1987		
		アスクフレキシブルボード	～2000		
		A&Aフレキシブルボード	～2004		
		大嶽フレキシブルボード	～1987		
		フレキラF	～2001		
		FAボード	～2000		
		FKボード	～2002		
		ノザワフレキシブルシート	～2004		
		三菱フレキシブルボード	～2001		
		フジハイボード	～1983		
	平板	ウベ平板	～1997		
		浅野パネルボード	～2000		
		朝日平板	～1987		
		アスク平板	～2000		
		A&Aパネルボード	～2002		
		大嶽大平板	～1987		
		フレキラS	～2000		
		ノザワ平板	～1985		
		三菱平板	～2001		
		スレートボード	軟質板	ウベ軟質板	～1997
				ライトボード	～2004
				ASボード	～2000
大嶽軟質板	～1987				
フレキラN	～1980				
ノザワアスベニア	～1980				
三菱アスベストベニヤ	～1992				
軟質フレキシブル板	セットボード#101		～2000		

石綿含有建築材料			製造終了年
一般名		商品名	
スレートボード	その他	浅野スタックボード	～1958
		浅野アスベストスラブ	～2000
		ハークルボード	～2000
		ガードパネル	～2004
		NKトップボード	～1982
けい酸カルシウム板 第一種		ハイラック	～1992
		アスベストン	～1992
		アスベストンF	～1991
		ブライシリカ	～1992
		ハイベスト	～1994
		のき天ボード	～1992
		アスベストラックス	～1992
		アスファイヤー	～1976
		ケイカレックス	～1992
		ヒシラック	～1991
		ダイケンラックス	～1992
パーライト板		浅野パーライトボード	～2004
スラグせっこう板		バプリード	～2001
		ジーエー	～1997
		バンバン	～1993
		アスレスボード	～2003
		エトリート	～1996
		サンワカルサイト	～2004
		サンワSGパネル	～2004
		ヘルシーボード	～2004
		エトリートエクセルボード	～2000
		エトリートエクセルデラックス	～2000
		エトリートエクセルエース	～2000
		エスジーボード	～2000
		NSボード	～2000
		SKボード	～2002

石綿含有建築材料		製造終了年
一般名	商品名	
パルプセメント板	NKボード	～1977
	サンワボード	～2004
	防火板	～1987
	防火ボード	～2004
	防火ライト	～2000
	アートライト	～2000
	フジハイ	～1989
	フジクリーンはるいた	～2000
	スーパーライトS	～1988
	新生ボード	～2003
	アサヒ防火板	～2000
けい酸カルシウム板 第二種	ダイアスライト	～1990
	キャスライトH	～1990
	キャスライトL	～1987
	ケイカライト	～1987
	ケイカライトL	～1987
	カルシライト1号	～1987
	カルシライト2号	～1987
	ソニックライト一号	～1987
	ソニックライト二号	～1987
	タイカライト1号	～1986
	タイカライト2号	～1987
	サーモボード	～1973
	ヒシライト	～1997
	ダイオライト	—
耐火被覆板	トムボード	～1973
	コーベックスマット	～1978
	リフライト	～1973
	プロベストボード	～1973
	サーモボード	～1973
	サイネックス	～2000
窯業系サイディング	完璧	～1998
	ほんばん	～1988
	UBボード	～2004
	かべ一番	～2004
	ラムダ	～2004
	ラムダワイド	～2004

石綿含有建築材料		製造終了年
一般名	商品名	
窯業系サイディング	エンボスサイディング	～1990
	ロイヤルサイディング	～1987
	TFサイディング	～2004
	ネオロック	～1992
	防火大建サイディング	～1980
	防火大建サイディング真打S	～1992
	防火大建サイディング真打G	～2002
	防火大建サイディング真打E	～2002
	マルチサイディング	～1997
	浦島シリーズⅠ型	～2002
	浦島シリーズⅡ型	～2002
	セラディング	～1992
	セラボード	～1992
	セラブリックベース	～1998
	ニチアスエンボスサイディング	～1990
	エクセリア	～1997
	ゴールデンモエンサイディング	～1980
	FRサイディング	～1990
	GRCセミックス	～1987
押出成形セメント板	アスロック	～2004
	メース	～2004
住宅屋根用化粧スレート	カラーベストコロニアル	～2001
	フルベスト	～2003
	ニューウェーブ	～2004
	自在瓦	～2004
	ハイルーフ20DX	～2004
	ニューハイルーフ	～2004
	ヘキサー	～2004
	丸一金	～2004
	ハーモニー	～2004
	ヨーロツバダツハリーベ	～2004
	ヨーロツバダツハビーバー	～1991
	ペルリーナベレー	～2000
	大和瓦	～2004
	ハイルーフデラツクス	～2004
	ニュー ハイルーフ	～2004
屋根用折版裏断熱材	フェルトン	～1982

石綿含有建築材料		製造終了年
一般名	商品名	
その他 (ボード)	NPラックス	～1992
	ラックスD	～1990
	アスラックス	～1991
	ホームタイル	～1991
	ホームラックス	～1992
	浅野エフジーボード	～1992
	ネオジーボード	～1994
	朝日耐火野地板	～1987
	アスク耐火野地板	～2000
	A&A耐火野地板	～2004
	NKトップボード	～1982
	ノザワタフベスト	～2004
	ノザワAC-FS	～2004
	ノザワハイパート	～2001
	ノザワハイパーム	～2004
	ノザワパームライト	～2001
	ノザワバイタレックス	～2001
その他 (パネル)	浅野インシュレーションパネル	～1990
	浅野エレクションボード	～1990
	浅野エレクションパネル	～1990
	浅野サーモニーパネル	～1979
	浅野制振パネル	～2000
	浅野スタッドレスパネル	～1991
	朝日コルゲートインパネル	～1980
	朝日サーモニーパネル	～1979
	朝日耐火パネルM	～1987
	朝日耐火パネルW	～1987
	アスク耐火パネルM	～2000
	アスク耐火パネルW	～2000
	朝日フェザーパネル	～1987
	朝日エバーライトパネル	～1987
	朝日ダムパネル	～1987
	アスクダムパネル	～2000
	A&AM制振パネル	～2004
	浅野アモパネル	～2004
	耐火アモパネル	～2004
	耐火MRパネル	～2004
	ニチアスパネル	～1992

石綿含有建築材料		製造終了年
一般名	商品名	
石綿セメント円筒	浅野煙突	～2004
	浅野耐火パイプ	～1988
	浅野換気用耐火パイプ	～1988
煙突用断熱材	カボスタック	～1982
	コンバインボード	～1991
	ハイスタック	～1988
石綿含有ロックウール [※] 吸音天井板	ソーラートン	～1981
	ダイロートン	～1987
	ナショナルロッキー	～1987

※) 全てに石綿が含まれているとは限らない

石綿含有建材中の石綿含有率等分析機関一覧

機関名称	住所	電話番号	FAX番号	連絡担当部署	連絡担当者	分析受付開始日
秋田県						
秋田環境測定センター側	〒010-0943 秋田県秋田市川尻御休町11-14	018-864-1281	018-864-1282	環境測定課	庄司 寛	7月1日
千葉県						
県上総環境調査センター	〒292-0834 千葉県木更津市潮見4丁目16番2号	0438-36-5001	0438-36-5073	業務部	浜田 康雄	7月20日
東京都						
中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター	〒108-0014 東京都港区芝5-35-2	03-3452-0420	03-3452-4807	分析調査課	岡田 孝之	8月1日
(社)日本作業環境測定協会 精度管理センター	〒135-0011 東京都江東区扇橋1-21-25 VIP扇橋センターA館 2階	03-5653-9897	03-3646-7976	精度管理センター	鈴木・藤岡	8月1日
新潟県						
(財)上越環境科学センター	〒942-0063 新潟県上越市下門前1666	025-543-7664	025-543-7882	検査二課	石田 喜一	7月25日
滋賀県						
県近畿分析センター	〒520-0833 滋賀県大津市晴嵐2-9-1	077-534-0651	077-533-1604	業務部	児島・安河内	8月1日
大阪府						
日本環境分析センター側	〒565-0816 大阪府吹田市長野東17-20	06-6875-7557	06-6875-7558	-	中元 章博	7月15日
福岡県						
(財)西日本産業衛生会 北九州環境測定センター	〒805-0017 福岡県北九州市八幡東区山王一丁目11-1	093-671-3575	093-671-3576	環境測定センター	秋野 健一	7月7日

(平成17年7月21日 現在)

福岡県医発第928号(地)

平成17年8月8日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査について

今般、厚生労働省において、昨今のアスベスト（石綿）被害の社会問題化を鑑み、病院の患者や職員等の安全対策に資することを目的として、病院における吹付けアスベスト等使用実態調査が実施されることとなり、日本医師会並びに福岡県保健福祉部より別添のとおり調査についての協力依頼があり、平成17年8月4日開催いたしました本会第13回全理事会で協議の結果、協力することとなりました。

調査対象施設は全ての病院であり、対象建材は平成8年度以前に竣工した建築物に使用されている吹付けアスベスト等と折板裏打ちアスベスト断熱材とされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに貴会管下病院のご協力につき、ご高配方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 調査対象の県内の各病院には、福岡県保健福祉部より直接、調査依頼及び調査表等が送付されます。
- 2) 調査結果の個別の事例については公表を考えていないとのことです。
- 3) 本調査を行うにあたり医療機関が建築会社、メンテナンス会社等他の業者にアスベスト等使用状況について照会等を行う場合、医療機関と業者間で守秘義務について契約を取り交わしておく等情報漏洩について適切な対応が必要であります。
- 4) 調査結果により行政からの改善命令等はありません。

(地Ⅰ74F)

平成17年8月2日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

土屋



病院におけるアスベスト（石綿）等使用実態調査について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に標記の調査実施依頼がなされるとともに、本会に対してもその協力方依頼がありました。

本実態調査は、昨今のアスベスト（石綿）被害の社会問題化を鑑みたもので、調査対象施設は全ての病院（別途調査を行う場合を除く）、対象建材は平成8年度以前に竣工した建築物に使用されている吹付けアスベスト等と折板裏打ちアスベスト断熱材とされております。なお、ボード類、床材及び保温材等は対象外です。

調査対象建材の特定方法は、設計図書等に基づき、建材やその使用部位を特定し、現地で目視による状態の確認を行うというものです。目視に当たっては、囲い込み状態にあるもの等隠ぺいされているもので、点検口がなく、壁又は天井等を一部撤去する必要がある等、確認が困難なものは除外されております。

また、本通知では、吹付けアスベスト等の状況に問題があるとされた場合には、管下病院管理者に対する指導を各都道府県に求めています。

本実態調査は、各病院に対して負担を強いるものですが、アスベスト被害が社会問題化していること、医療機関開設者又は管理者には患者や従業者に対する安全配慮義務があり、また労働安全衛生法上アスベストの粉塵の被ばく防止義務があることから、貴会のご協力を賜りたく存じ上げます。



17医指第1343号

平成17年8月 4日

社団法人福岡県医師会会長
社団法人福岡県病院協会会長 殿
社団法人福岡県私設病院協会会長

福岡県保健福祉部医療指導課長



病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査について(依頼)

本県の医療行政の推進につきましては、平素から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省から標記のことについて調査の依頼があり、県内の病院に対して別紙のとおり調査の依頼を行っているところです。

貴会員の皆様に本調査の趣旨を御理解の上御協力いただきますよう御配慮願います。

連絡・提出先

福岡県保健福祉部医療指導課医務係

担当: 橋 本

TEL 092-643-3273

FAX 092-643-3277

E-mail

hashimoto-c0101@pref.fukuoka.lg.jp

17医指第1343号
平成17年8月 8日

各 病 院 管 理 者 殿

福岡県保健福祉部医療指導課長

病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査について(依頼)

このことについて、厚生労働省から依頼がありましたので、貴病院の建物について別添の調査要領に基づき調査表に記入の上、お忙しいところ短期間で恐縮ですが下記により提出いただくようお願いいたします。

なお、貴病院において特に露出面に吹付けアスベスト類等があり、飛散のおそれがある場合はもとより、安定していて飛散のおそれがない場合であっても、破損の場合にはアスベストの繊維が飛散するおそれがあるため、吹付けアスベスト等の状況に問題があるとされた場合は、アスベストの繊維が飛散しないような適切な維持管理を行うようお願いいたします。

記

1 提出していただくもの 調査要領別紙3の調査表(個表様式)

2 提出期限 8月31日(水)

なお、分析調査の必要があり、期限までに結果が判明していない場合は、一旦分析調査依頼中である旨御回答いただき、調査結果が判明次第すみやかに遅くとも9月30日(金)までに提出いただくようお願いします。

3 なお、病院と同一敷地内にある建物についても調査対象となりますので念のため申し添えます。

連絡・提出先

福岡県保健福祉部医療指導課医務係

担当: 橋 本

TEL 092-643-3273

FAX 092-643-3277

E-mail

hashimoto-c0101@pref.fukuoka.lg.jp

病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査要領

1. 調査対象病院及び提出先(照会先)

「別紙1」による。

2. 調査対象建材等

(1) 調査対象建材

平成8年度以前に竣工した建築物(改修工事も含む。)に使用されている、次に掲げるもの(以下、「アスベスト(石綿)等」という。)

① 吹付けアスベスト(石綿)等

石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)第2条第1項(別紙5)に定めるアスベスト(石綿)等で、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたもの。

※ いわゆる「吹付けアスベスト(石綿)」、「吹付けロックウール」、「吹付けひる石(パーミキュライト)」等と呼ばれているもので、含有する石綿の重量が当該製品の重量の1%を超えるもの。

② 折板裏打ちアスベスト(石綿)断熱材

鋼板製屋根用折板等に主として結露防止等のために貼り付けられたもので、アスベスト(石綿)を含有する製品。

(2) 調査対象建材の特定方法

設計図書等に基づき、その建築物に使用されている建材が調査対象建材に該当するか否かについて検討を行い、調査対象建材及びその使用部位を特定する。その際、いわゆる「吹付けアスベスト(石綿)」又は「吹付けロックウール」と呼ばれているものについては、下記に示す品目例に示すものに該当するか否かが、一つの具体的判断基準と考えられる。ただし、この品目例の他にも調査対象建材に該当するものがある可能性があるので、必要に応じて分析調査を行い、調査漏れのないように留意すること。

また、調査に当たっては、現地で目視により調査対象建材の状態を確認する(ただし、囲い込み状態(5 (1) ②※イ参照)にあるもの等、隠ぺいされているもので、点検口がなく、壁又は天井等を一部撤去する必要がある等、目視による確認が困難なものはこの限りではない。また、調査時にばく露しないよう十分注意すること。)

○ 「吹付けアスベスト(石綿)」、「吹付けロックウール」品目例

「別紙2」に示す30品目(吹付けアスベスト(石綿)9品目、アスベスト(石綿)を含有する吹付けロックウール17品目及び湿式アスベスト(石綿)含有吹き付け材4品目)

(品目については、(財)日本建築センターの「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」、(社)日本石綿協会の「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針(平成17年4月)」、環境省の「吹付け石綿の使用の可能性

のある建築物の把握方法について」等を参考に作成したもの。)

注) なお、「吹付けひる石(バーミキュライト)」、「折板裏打ちアスベスト(石綿)断熱材」等と呼ばれているものについては、判断基準の参考となる資料を示すことができないので、調査対象建材の特定に当たっては、必要に応じて分析調査を行い、調査漏れのないように留意すること。

3. 調査を行う者

調査は、病院の開設者又は管理者において行われるものであり、貴職において当該病院へ依頼した上、調査が適切に行われるよう指導願いたい。

4. 調査表提出期限

平成17年10月31日(月)

注1) 調査表の提出にあたっては、Excel で作成の上、本省への提出は「総括表」のみメールにて提出先に提出いただくとともに、「個表」については、各都道府県において適切に保管されたい。

注2) 迅速な状況把握が求められることから、平成17年9月26日(月)までに、それまでに各都道府県で集計した分について中間的にご提出下さい。

5. 調査実施方法

(1) 「個表」について

1. に示す「調査対象病院」が有する建築物に使用されている建材のうち、2. (1) に示す「調査対象建材」に該当するものを特定し、次に掲げる項目について、それぞれ各調査対象病院ごとに別紙3(個表様式)の調査表に記入する。

調査表の作成にあたっては、「吹付けアスベスト(石綿)」、「吹付けロックウール」、「吹付けひる石(バーミキュライト)」、「折板裏打ちアスベスト(石綿)断熱材」等、全てのアスベスト(石綿)の使用状況等、及び2. (1) ①の「吹付けアスベスト(石綿)等」のうち、「吹付けアスベスト(石綿)」及び「吹付けロックウール」のみの使用状況等について、それぞれ別葉の様式で作成すること。その際、それぞれの様式の左上の該当欄の該当項目に○印を付すこと。

① 「アスベスト(石綿)等」が使用されている場所の床面積の合計

② ①に示すもののうち、封じ込め状態(※ア)又は囲い込み状態(※イ)(以下「措置済状態」という。)にある場所の床面積の合計

※ア「封じ込め状態」…アスベスト(石綿)等をそのまま残し、薬剤等によりアスベスト等の表層等を固着化して、粉じんが飛散しない状態。

※イ「囲い込み状態」…アスベスト(石綿)等が使用空間に露出しないように壁、天井等で完全に覆われ、粉じんが飛散しない状態。

③ ①に示すもののうち、措置済状態ではないが、アスベスト(石綿)等の損傷、劣化等によるアスベスト(石綿)等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがない場所の

床面積の合計

- ④ ①に示すもののうち、措置済状態ではなく、アスベスト(石綿)等の損傷、劣化等によるアスベスト(石綿)等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある場所の床面積の合計

なお、④に該当するものは、病院の開設者又は管理者において直ちにアスベスト(石綿)等の除去を行うなど、法令等に基づき適切な措置を講ずること。

(2)「総括表」について

都道府県においては、病院から提出された「個表」を別紙3(総括表様式)に取りまとめ、期限までに「総括表」を提出すること。なお、とりまとめる際には、開設者の種別(別紙4参照)に分類すること。

6. その他

アスベストはその繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれており、通常の使用状態では、板状に固められた建材の危険性は低いと考えられるため、アスベスト(石綿)を含有するボード類、床材及び保温材等は、本調査対象外としている。一方で、これらについても、建築物の解体工事等をする場合の労働者保護の観点から、関係法令等に基づき適切に対処する必要があることから、石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)第8条(別紙5)等の趣旨を踏まえ、これらの使用状況について、把握に努める必要があるので注意すること。

なお、参考資料として(社)日本石綿協会の「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針(平成17年4月)」の抜粋を添付するので参考にすること(別紙6)。

7. 参考資料

- ・「吹付け石綿の使用の可能性のある建築物の把握方法について」(環境省地方自治体向け手引き)【<http://www.env.go.jp/air/osen/law/01.pdf>】
- ・「建築物解体等に伴う石綿飛散防止対策について」(環境省事業者向け手引き) 1/2
【http://www.env.go.jp/air/osen/law/02_1.pdf】
- ・「建築物解体等に伴う石綿飛散防止対策について」(環境省事業者向け手引き) 2/2
【http://www.env.go.jp/air/osen/law/02_2.pdf】
- ・「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」((財)日本建築センター)
- ・石綿含有建材中の石綿含有率等分析機関一覧(別紙7)

(別紙 1)

アスベスト使用状況調査対象病院及び調査結果提出先

1 調査対象病院

国、独立行政法人等、開設主体を問わず、全ての病院が対象。ただし、国立高度専門医療センター、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立病院機構及び大学の病院は別途調査を行うことから対象から除くこと。

2 調査結果提出先・照会先

厚生労働省（代表：03-5253-1111）

医政局指導課

課長補佐 古川

主査 溝口（内線 2771）E-mail: asbestosiryo@mhlw.go.jp

吹付けアスベスト・吹付けロックウールの品目例

区 分		商 品 名
吹付けアスベスト (石綿)の 商品名(例) (9商品)	※2 通則 認定	トムレックス
		プロベスト
		ノザワコーベックス
		オバベスト
		サーモテックス
		リンベツト
		ヘイワレックス
		スターレックス
	※2 個別 認定	防湿モルベスト

注1) 昭和50年以降は施工していない(※1)。

注2) トムレックスは、吹付けを意味することで使用されている場合があるので、昭和50年以降の設計図書に、この商品名がある場合は、石綿含有の有無の確認が必要である(※1)。

区 分		商 品 名
アスベスト(石綿)を 含有する 吹付けロックウールの 商品名(例) (17商品)	※2 通則 認定	スプレーテックス
		スプレーエース
		スプレイクラフト
		サーモテックス
		ニッカウール(昭和62年12月大臣指定取消し)
		プロベストR
		アサノスプレーコート
		バルカロック
		ヘイワレックス
		ベリーコートR
		スターレックスR(昭和57年7月大臣指定取消し)
		オバベストR
		タイカレックス
		浅野ダイアブロック(昭和50年10月大臣指定取消し)
		ノザワコーベックスR
湿式石綿含有吹付け材 商品名 (4商品)	※2 個別 認定	吹付けロックンライト
		サンウエット
		トムウエット
		(アサノ)スプレーコートウエット
		バルカーウエット
		プロベストウエット

注3) 昭和55年以前の施工では、石綿を含有していない場合があるので、石綿含有の有無の確認が必要である(※1)。

注4) 湿式石綿含有吹付け材については、昭和63年以前の施工では、石綿を含有していない場合があるので、石綿含有の有無の確認が必要である(※1)。

注5) 昭和55年以降に生産された製品には、石綿は含まれていない(※2、3)。

【参考資料】

※1:「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針」(平成17年4月 社団法人日本石綿協会)

※2:「吹付け石綿の使用の可能性のある建築物の把握方法について」(環境省環境管理局大気環境課)

※3:「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」(昭和63年6月 日本建築センター)

病院と同一敷地内の建物におけるアスベスト等使用状況調査表

病院名:

病院の管理者名:

病院の開設者名:

(開設者番号:

所属名:

担当者名:

連絡先:

(電話)

E-mail:

[全体 吹付けアスベスト及び吹付け
ロックウールのみ]

病院と同一敷地 内の建物の名称	調査対象 全体 (0)	アスベスト(石綿)等があるもの (1) ①=②+③+④		左記(1)のうち、措置済状態にある もの (2)		左記(1)のうち、措置済状態ではないもの			
		床面積		床面積		床面積		床面積	
		①-1 日常 利用場所	①-2 その他 の場所	②-1 日常 利用場所	②-2 その他 の場所	③-1 日常 利用場所	③-2 その他 の場所	④-1 日常 利用場所	④-2 その他 の場所
1 診療棟	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
2 管理棟	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
3 職員宿舎	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
4 医療関係職種等 養成所	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
5 その他 (1～4以外の 全て)	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

【記入上の注意事項】

- ※1. 「開設者番号」については、別紙4参照。
- ※2. 「0」欄には、建物の種別ごとに総床面積を記入する。なお、建物が複数ある場合は、その合計を記入する。
- ※3. ①欄には、アスベスト等が使用されている場所の床面積の合計を記入する。
- ※4. ②欄には、「①」に示すもののうち、封じ込め状態又は囲い込み状態(以下「措置済状態」という。)にある場所の床面積の合計を記入すること。
- ※5. ③欄には、「①」に示すもののうち、措置済状態ではないが、アスベスト等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがない場所の床面積の合計を記入する。
- ※6. ④欄には、「①」に示すもののうち、措置済状態ではなく、アスベスト等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある場所の床面積の合計を記入する。
- ※7. 「日常利用場所」とは、患者又は職員が常時使用(出入り)する場所をいう。
- ※8. 「その他の場所」とは、日常利用場所以外の全てをいう。
- ※9. 「吹付けアスベスト(石綿)」及び「吹付けロックウール」のみの使用状況等については、この様式をコピーの上、左上の該当欄の該当項目に○印を付すこと。

病院開設者の種別

開設者番号	開設者略称	開設者の内容
1	厚生労働省	厚生労働省が開設する病院をいう。
2	法務省	法務省が開設する病院をいう。
3	宮内庁	宮内庁が開設する病院をいう。
4	防衛庁	防衛庁が開設する病院をいう。
5	日本郵政公社	日本郵政公社が開設する病院をいう。
6	独立行政法人	独立行政法人が開設する病院をいう。(国立大学法人は除く。)
7	都道府県	都道府県が開設する病院をいう。ここには、地方自治法第284条第1項に規定により、総務大臣の許可を受けて設立した都道府県一部事務組合の開設するものを含む。
8	市町村	(ア)市町村が開設する病院をいう。都道府県知事の許可を受けて設立した市町村一部事務組合の開設するものを含む。 (イ)国民健康保険法の規定により、国民健康保険法の施行後も引き続き国民健康保険を行う普通国民健康保険組合が開設する病院をいう。
9	日赤	日本赤十字社が開設する病院をいう。
10	済生会	社会福祉法人恩師財団済生会が開設する病院をいう。
11	厚生連	全国厚生農業組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会が開設する病院をいう。
12	北社協	社会福祉法人北海道社会事業協会が開設する病院をいう。
13	全社連	社団法人全国社会事業保険協会連合会が開設する病院をいう。
14	厚生団	財団法人厚生年金事業振興団が開設する病院をいう。
15	船員保険会	財団法人船員保険会が開設する病院をいう。
16	海員掖済会	社団法人日本海員掖済会が開設する病院をいう。
17	国共連	国家公務員共済組合法第3条の規定により設立された国家公務員共済組合及び同法第21条の規定により設立された同連合会が開設する病院をいう。
18	地共連	地方公務員等共済組合法第3条の規定により設立された地方公務員等共済組合(地方職員共済組合、公共学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合等)及び同法第27条の規定により設立された市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合が開設する病院をいう。
19	私学事業団	日本私立学校振興・共済事業団法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団が開設する病院をいう。
20	農漁共組	農林漁業団体職員共済組合法の規定により設立された農林漁業団体職員共済組合が開設する病院をいう。

開設者番号	開設者略称	開設者の内容
21	健保連	健康保険法の規定により設立した健康保険組合及び健康保険組合連合会が開設する病院をいう。
22	国保連	(ア)国民健康保険法第17条の規定により都道府県知事の認可を受けて設立され、同法第3条第2項の国民健康保険を行う国民健康保険組合が開設する病院をいう(※国民健康保険法第3条第1項の規定により国民健康保険を行う市町村は含まない)。 (イ)国民健康保険法第83条の規定により設立した法人で同法第84条の規定により都道府県知事又は厚生労働大臣の認可を受けた国民健康保険組合団体連合会が開設する病院をいう。
23	公益法人	民法第34条に規定する、営利を目的としない法人で他の区分に該当しない法人(14、15以外の財団法人、13、16以外の社団法人)が開設する病院をいう。
24	医療法人	医療法第39条の規定に基づく法人で、同法第44条の規定により都道府県知事又は厚生労働大臣(同法第68条の2の規定による読み替え)の認可を受けて設立した医療法人が開設する病院をいう。
25	社福法人	社会福祉事業法の規定に基づき設立された法人(10・12以外の社会福祉法人)が開設する病院をいう。
26	その他の法人	上記6、23～25以外の法人が開設する病院をいう。
27	生協組合	消費生活協同組合法の規定に基づき設立された医療(保健)生活協同組合が開設する病院をいう。
28	会社	会社の従業員及びその家族のために開設した病院で、都道府県知事から開設許可を受けたものが会社である病院をいう。なお、会社の健康保険組合が開設する病院は含まない。
29	個人	個人が開設する病院をいう。

参 照 条 文

○労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（抄）

第22条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

○石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）（抄）

（定義等）

第2条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 石綿等 労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第十六条第一項第四号、第五号若しくは第九号に掲げる物若しくは同項第十一号に掲げる物（同項第四号又は第五号に係るものに限る。）又は令別表第三第二号4に掲げる物若しくは次項に規定する物をいう。

二～四 （略）

2 （略）

（石綿等の使用の状況の通知）

第8条 建築物又は工作物の解体等の作業を行う仕事の発注者（注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。）は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る建築物又は工作物における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならない。

社団法人 日本石綿協会 発行
「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針（平成17年4月）」より

表 2.8 石綿含有建築材料の商品名と製造時期一覧表

石 綿 含 有 建 築 材 料		製造終了年			
一 般 名	商 品 名				
スレート波板	大波板 各品種	～2004			
	中波板 各品種	～2004			
	小波板 各品種	～2004			
	リブ波板 各品種	～2004			
	その他波板(超大波等) 各品種	～2004			
	役物 各品種	～2004			
スレートボード	フレキシブル板	ウベフレキシブルボード	～1997		
		浅野フレキシブルボード	～2000		
		朝日フレキシブルボード	～1987		
		アスクフレキシブルボード	～2000		
		A&Aフレキシブルボード	～2004		
		大嶽フレキシブルボード	～1987		
		フレキラF	～2001		
		FAボード	～2000		
		FKボード	～2002		
		ノザワフレキシブルシート	～2004		
		三菱フレキシブルボード	～2001		
		フジハイボード	～1983		
	平板	ウベ平板	～1997		
		浅野パネルボード	～2000		
		朝日平板	～1987		
		アスク平板	～2000		
		A&Aパネルボード	～2002		
		大嶽大平板	～1987		
		フレキラS	～2000		
		ノザワ平板	～1985		
		三菱平板	～2001		
		スレートボード	軟質板	ウベ軟質板	～1997
				ライトボード	～2004
				ASボード	～2000
大嶽軟質板	～1987				
フレキラN	～1980				
ノザワアスベニア	～1980				
三菱アスベストベニヤ	～1992				
軟質フレキシブル板	セットボード#101		～2000		

石綿含有建築材料			製造終了年
一般名		商品名	
スレートボード	その他	浅野スタックボード	～1958
		浅野アスベストスラブ	～2000
		ハークルボード	～2000
		ガードパネル	～2004
		NKトップボード	～1982
けい酸カルシウム板 第一種		ハイラック	～1992
		アスベストン	～1992
		アスベストンF	～1991
		ブライシリカ	～1992
		ハイベスト	～1994
		のき天ボード	～1992
		アスベストラックス	～1992
		アスファイヤー	～1976
		ケイカレックス	～1992
		ヒシラック	～1991
		ダイケンラックス	～1992
パーライト板		浅野パーライトボード	～2004
スラグせっこう板		バブリード	～2001
		ジーエー	～1997
		バンバン	～1993
		アスレスボード	～2003
		エトリート	～1996
		サンワカルサイト	～2004
		サンワSGパネル	～2004
		ヘルシーボード	～2004
		エトリートエクセルボード	～2000
		エトリートエクセルデラックス	～2000
		エトリートエクセルエース	～2000
		エスジーボード	～2000
		NSボード	～2000
		SKボード	～2002

石綿含有建築材料		製造終了年
一般名	商品名	
パルプセメント板	NKボード	～1977
	サンワボード	～2004
	防火板	～1987
	防火ボード	～2004
	防火ライト	～2000
	アートライト	～2000
	フジハイ	～1989
	フジクリーンはるいた	～2000
	スーパーライトS	～1988
	新生ボード	～2003
	アサヒ防火板	～2000
けい酸カルシウム板 第二種	ダイアスライト	～1990
	キャスライトH	～1990
	キャスライトL	～1987
	ケイカライト	～1987
	ケイカライトL	～1987
	カルシライト1号	～1987
	カルシライト2号	～1987
	ソニックライト一号	～1987
	ソニックライト二号	～1987
	タイカライト1号	～1986
	タイカライト2号	～1987
	サーモボード	～1973
	ヒシライト	～1997
	ダイオライト	—
耐火被覆板	トムボード	～1973
	コーベックスマット	～1978
	リフライト	～1973
	プロベストボード	～1973
	サーモボード	～1973
	サイネックス	～2000
窯業系サイディング	完璧	～1998
	ほんばん	～1988
	UBボード	～2004
	かべ一番	～2004
	ラムダ	～2004
	ラムダワイド	～2004

石綿含有建築材料		製造終了年
一般名	商品名	
窯業系サイディング	エンボスサイディング	～1990
	ロイヤルサイディング	～1987
	TFサイディング	～2004
	ネオロック	～1992
	防火大建サイディング	～1980
	防火大建サイディング真打S	～1992
	防火大建サイディング真打G	～2002
	防火大建サイディング真打E	～2002
	マルチサイディング	～1997
	浦島シリーズⅠ型	～2002
	浦島シリーズⅡ型	～2002
	セラディング	～1992
	セラボード	～1992
	セラブリックベース	～1998
	ニチアスエンボスサイディング	～1990
	エクセリア	～1997
	ゴールデンモエンサイディング	～1980
	FRサイディング	～1990
	GRCセミックス	～1987
押出成形セメント板	アスロック	～2004
	メース	～2004
住宅屋根用化粧スレート	カラーベストコロニアル	～2001
	フルベスト	～2003
	ニューウェーブ	～2004
	自在瓦	～2004
	ハイルーフ20DX	～2004
	ニューハイルーフ	～2004
	ヘキサー	～2004
	丸一金	～2004
	ハーモニー	～2004
	ヨーロッパダッハリープ	～2004
	ヨーロッパダッハビーパー	～1991
	ペルリーナペレー	～2000
	大和瓦	～2004
	ハイルーフデラツクス	～2004
	ニュー ハイルーフ	～2004
屋根用折版裏断熱材	フェルトン	～1982

石綿含有建築材料		製造終了年
一般名	商品名	
その他 (ボード)	NPラックス	～1992
	ラックスD	～1990
	アスラックス	～1991
	ホームタイル	～1991
	ホームラックス	～1992
	浅野エフジーボード	～1992
	ネオジーボード	～1994
	朝日耐火野地板	～1987
	アスク耐火野地板	～2000
	A&A耐火野地板	～2004
	NKトップボード	～1982
	ノザワタフベスト	～2004
	ノザワAC-FS	～2004
	ノザワハイパート	～2001
	ノザワハイパーム	～2004
	ノザワパームライト	～2001
	ノザワバイタレックス	～2001
その他 (パネル)	浅野インシュレーションパネル	～1990
	浅野エレクションボード	～1990
	浅野エレクションパネル	～1990
	浅野サーモニーパネル	～1979
	浅野制振パネル	～2000
	浅野スタッドレスパネル	～1991
	朝日コルゲートインパネル	～1980
	朝日サーモニーパネル	～1979
	朝日耐火パネルM	～1987
	朝日耐火パネルW	～1987
	アスク耐火パネルM	～2000
	アスク耐火パネルW	～2000
	朝日フェザーパネル	～1987
	朝日エバーライトパネル	～1987
	朝日ダムパネル	～1987
	アスクダムパネル	～2000
	A&AM制振パネル	～2004
	浅野アモパネル	～2004
	耐火アモパネル	～2004
	耐火MRパネル	～2004
	ニチアスパネル	～1992

石綿含有建築材料		製造終了年
一般名	商品名	
石綿セメント円筒	浅野煙突	～2004
	浅野耐火パイプ	～1988
	浅野換気用耐火パイプ	～1988
煙突用断熱材	カボスタック	～1982
	コンバインボード	～1991
	ハイスタック	～1988
石綿含有ロックウール [※] 吸音天井板	ソーラートン	～1981
	ダイロートン	～1987
	ナショナルロッキー	～1987

※) 全てに石綿が含まれているとは限らない

石綿含有建材中の石綿含有率等分析機関一覧

機関名称	住所	電話番号	FAX番号	連絡担当部署	連絡担当者	分析受付開始日
秋田県						
秋田環境測定センター側	〒010-0943 秋田県秋田市川尻御休町11-14	018-864-1281	018-864-1282	環境測定課	庄司 寛	7月1日
千葉県						
県上総環境調査センター	〒292-0834 千葉県木更津市潮見4丁目16番2号	0438-36-5001	0438-36-5073	業務部	浜田 康雄	7月20日
東京都						
中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター	〒108-0014 東京都港区芝5-35-2	03-3452-0420	03-3452-4807	分析調査課	岡田 孝之	8月1日
(社)日本作業環境測定協会 精度管理センター	〒135-0011 東京都江東区扇橋1-21-25 VIP扇橋センターA館 2階	03-5653-9897	03-3646-7976	精度管理センター	鈴木・藤岡	8月1日
新潟県						
(財)上越環境科学センター	〒942-0063 新潟県上越市下門前1666	025-543-7664	025-543-7882	検査二課	石田 喜一	7月25日
滋賀県						
県近畿分析センター	〒520-0833 滋賀県大津市晴嵐2-9-1	077-534-0651	077-533-1604	業務部	児島・安河内	8月1日
大阪府						
日本環境分析センター側	〒565-0816 大阪府吹田市長野東17-20	06-6875-7557	06-6875-7558	-	中元 章博	7月15日
福岡県						
(財)西日本産業衛生会 北九州環境測定センター	〒805-0017 福岡県北九州市八幡東区山王一丁目11-1	093-671-3575	093-671-3576	環境測定センター	秋野 健一	7月7日

(平成17年7月21日 現在)